

# 日本スクール・コンプライアンス学会会則

平成25年1月1日 会則第25-1号

## (名称)

**第1条** 本学会は、日本スクール・コンプライアンス学会と称する。

## (目的)

**第2条** 本学会は、学校教育その他の教育活動における諸課題に対する解決方策を研究することにより、スクール・コンプライアンス研究の発展に寄与することを目的とする。

## (事業)

**第3条** 本学会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 研究集会等の開催
- (2) 学会紀要の発行
- (3) スクール・コンプライアンス研究を中心とした学校教育課題関連出版物の刊行
- (4) 他の学会等との交流
- (5) 会員の研究交流
- (6) その他本学会の目的を達成するために必要な事業

## (会員)

**第4条** 本学会の目的に賛同し、スクール・コンプライアンス又はこれに関連のある学問の研究、教育実践に従事する者は、本学会の会員となる資格を有する。

- 2 会員は、個人又は法人として会員資格を有し、会員期間を定めない。
- 3 会員になろうとする者は、役員2名以上の推薦を得ることにより入会の申請をすることができる。
- 4 会長は、前項に基づく申請があったときは、遅滞なくこれを審査し、審査の結果に基づき入会の承諾又は拒否のいずれかを決定しなければならない。
- 5 入会の申請をした者は、会長から入会を承諾する旨の通知を受領した後、次項に定める会費を納付したときから会員となる。
- 6 一会計年度中において会員である者は、当該会計年度に係る会費を納付しなければならない。
- 7 会費の金額は、一会計年度あたり3,000円とする。
- 8 会員であって2会計年度以上会費の納付を怠った者に対しては、会長は、当該会員を除籍することができる。

## (役員)

**第5条** 本学会に、次の各号に定める役員を置き、その員数は、それぞれ次の各号に掲げるところによる。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名以下
  - (3) 理事 3名以上20名以下
  - (4) 監事 2名
- 2 会長は、会務を統括し、本学会を代表する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
  - 4 会長、副会長及び理事は、理事会を構成し、本会則で個別に定めるもののほか、本学会における重要事項を審議し決定する。
  - 5 監事は、本学会の会計を監査する。

### **(役員を選出方法及び任期)**

**第6条** 理事は、総会において会員の中から選任する。

- 2 会長は、理事会において理事の中から選任する。
- 3 副会長は、会長が理事の中から指名する。
- 4 監事は、理事会において、会長、副会長及び理事を除く会員の中から選任する。
- 5 役員の任期は、3年とする。
- 6 役員は、再任されることができる。

### **(事務局)**

**第7条** 本学会の事務を運営するために、事務局を置く。

- 2 会長は、事務局の所在地を決定する。
- 3 事務局には、事務局長1名及び事務局幹事若干名を置き、会長が委嘱する。

### **(総会)**

**第8条** 総会は、本学会の事業及び運営に関する基本的な事項を審議し決定する。

- 2 総会は、会長が招集する。定例総会は、会計年度ごとに1回開催する。
- 3 会員は、必要があると思慮するときには、会長に対して臨時に総会を招集するよう申し出ることができる。この場合において、4分の1以上の会員により総会の招集を求める旨の申出があったときは、会長は、速やかに臨時総会を招集しなければならない。
- 4 事業計画及び予算の決定、決算の承認並びに本会則の改正は、総会の議決を経なければ、効力を生じない。
- 5 総会は、会員のうち、委任する意思を表示した者を含めた者について4分の1であつて、かつ、現に出席した者について10分の1をもって定足数とする。
- 6 議決は、現に出席した会員の過半数をもって決する。
- 7 総会が招集されたにもかかわらず、第5項に定める定足数に達しない場合には、現に出席した者の過半数により仮の議決を行うことができる。
- 8 前項により仮の議決が行われた場合には、会長は仮の議決の内容を遅滞なく会員に周知するものとし、会員は仮の議決の内容に異議がある場合には、その旨を会長に申し出ることができる。
- 9 会長が前項に基づき周知した後1か月以内に異議がある旨の申出が会員の6分の1に達しない場合には、会長は、仮の議決が行われた日に仮の議決と同一内容による議決があったものとみなすことができる。

### **(会計年度)**

**第9条** 本学会の会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

### **(顧問)**

**第10条** 本学会に、顧問若干人を置くことができる。

- 2 顧問は、スクール・コンプライアンス又はこれに関連のある学問の研究、教育実践に特に貢献があつたと認められる者の中から、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本学会が行う事業のうち重要な事項について、会長からの諮問に答える。

### **(会則の改正)**

**第11条** 本会則を改正する場合における第8条第6項の適用にあつては、同項中「過半数」とあるのは、「3分の2」とする。

### **附 則**

#### **(施行期日)**

本会則は、平成25年1月1日から施行する。